

令和7年第1回定例会5月議会提出議案概要書

議 案 目 録

報告第	5	号	訴えの提起専決処分につき報告のこと
〃	第	6	号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
〃	第	7	号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
〃	第	8	号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
〃	第	9	号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報 告 第 5 号 〃 報 告 第 6 号	訴えの提起専決処分につき報告のこと																		
1 請求の要旨 (1) 報告第5号について 市営住宅を故意にき損し、当該住宅の共用部分に私物を放置し、並びに周辺環境を乱し、及び他に迷惑を及ぼす行為をする相手方に対し、当該住宅の明渡し及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。 (2) 報告第6号について 市営住宅の家賃及び駐車場使用料を長期間滞納する相手方に対し、住宅及び駐車場の明渡し並びに滞納家賃、滞納駐車場使用料、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。 2 訴えの相手方等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告 番号</th> <th>相手方</th> <th>明渡し住宅等</th> <th>滞納家賃等 (円)</th> <th>専決処分日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5号</td> <td>明石市在住の個人</td> <td>市営西二見小池住宅の一室</td> <td></td> <td>令和7年 3月28日</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>明石市在住の個人</td> <td>市営西二見住宅の一室及び 駐車場</td> <td>家賃 359,200 駐車場使用料 8,700</td> <td>令和7年 4月23日</td> </tr> </tbody> </table>					報告 番号	相手方	明渡し住宅等	滞納家賃等 (円)	専決処分日	第5号	明石市在住の個人	市営西二見小池住宅の一室		令和7年 3月28日	第6号	明石市在住の個人	市営西二見住宅の一室及び 駐車場	家賃 359,200 駐車場使用料 8,700	令和7年 4月23日
報告 番号	相手方	明渡し住宅等	滞納家賃等 (円)	専決処分日															
第5号	明石市在住の個人	市営西二見小池住宅の一室		令和7年 3月28日															
第6号	明石市在住の個人	市営西二見住宅の一室及び 駐車場	家賃 359,200 駐車場使用料 8,700	令和7年 4月23日															

報告第7号 報告第9号	損害賠償額決定専決処分につき報告のこと	
報告番号	要 旨	内 容
第7号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年2月21日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 280,850円 (人身損害に係るもののみ) (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和6年9月13日明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7地先の信号機による交通整理が行われていない交差点において、こども局明石こどもセンターこども支援課の職員が運転する本市所有の軽貨物自動車が右折しようとした際、自転車に乗車して右方から直進してきた相手方を転倒させ、自転車を破損させたとともに、相手方を負傷させたもの。
第8号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年3月28日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 167,200円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和6年10月20日明石市大久保町西脇790番7の鳥ヶ谷緑地内の樹木が転倒して相手方所有の家屋の庇に接触し、損害を与えたもの。
第9号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年3月28日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 121,000円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和7年1月16日明石市大久保町江井島124番地の1地先に設置した本市所有のカーブミラーに車両が接触したことで反転した鏡面部分が相手方雨樋に接触し、損害を与えたもの。